

## 令和3年4月16日 衆議院財務金融委員会議録

○越智委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主党・無所属の日吉雄太です。

まず初めに、スルガ銀行の不正融資問題について伺います。

シェアハウスに係る問題が発覚し、金融庁も既にスルガ銀行に対して処分や指導を行ってきました。この問題では、融資に当たり、預金通帳の改ざん、源泉徴収票の改ざん、レントロールの改ざんなど、極めて悪質な不正が行われ、多くの被害者を出しました。

スルガ銀行のこれまでの対応ですが、シェアハウスについては定型的な不法行為があったとして、銀行の不正への関与があったことを認め、代物済に応じるという解決を行いました。代物済を行えば債務免除をする、こういった対応です。

ところが、いわゆるアパート、マンションの一棟物件についても、全く同じ構図で不正を行っていたにもかかわらず、銀行は定型的な不法行為を認めていない、解決の意思を示していない状況が続いているという多くの声が上がっているようです。

そこで、ADRを利用した元本カットや利息の引下げ、返済スケジュールのリスケなどで対応しているケースもありますが、元本のカットは少額であり、被害者は給与所得で返済を余儀なくされ、根本的な解決にはほど遠い状況です。

同じ構図の不正であれば一棟物件についても代物済に応じる解決をすべきではありますが、金融庁としても、定型的な不法行為の存在についてしっかりと真相究明するよう、改めて指導していただく必要があるのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○栗田政府参考人（金融庁監督局長）

お答え申し上げます。

スルガ銀行におきましては、個々の債務者に対して適切な対応を行うための態勢の確立を求めました業務改善命令に沿って、それぞれの債務者に対して丁寧かつ適切に対応を進めていただくということが重要であると考えております。

シェアハウス関連融資につきましては、一般の投資用不動産融資とは異なって、マーケットが未成熟で比較する物件が少ない中、非現実的な事業計画に基づき、運用実績のない新築物件に対して融資を実行し、債務者に対していわゆる高値づかみの損害を与えたこと、融資の実行に際し、一般の投資用不動産にはないシェアハウス特有のリスクについて十分な検討を行わず、事業計画の非現実性を看過した等の不適切な対応があったことなどから、裁判所におきまして、シェアハウス関連融資についてはスルガ銀行に定型的に不法行為に基づく損害賠償義務が生じると認定されたことを踏まえまして、同行において代物済による債務解消手続に応諾したものと承知しております。

シェアハウス、シェアハウス以外の投資用不動産融資も含めまして、個別の具体的な解決方法についてはその当事者の選択に委ねられるべきであると考えておりますけれども、スルガ銀行におきましては、当然のことながら、可能な限り、個々の債務者の理解と納得を得て解決することを目指していただく必要がありまして、その対応については金融庁としてしっかりとモニタリングしてまいりたいと

いうふうに考えております。

○日吉委員

一般論なんですけれども、同じような被害を受けた人であれば同じように扱われるべきだというのが一般的な考え方だと思います。

今、銀行の主張としては、シェアハウスと一棟物件とでは違うという主張があるんですけれども、一般論として、同じような不正で同じ被害を受けているのであれば同様の解決を行っていくということであるべきだと考えられるでしょうか。

○栗田政府参考人（金融庁監督局長）

お答え申し上げます。

一般論といたしましては、いろいろな解決方法がある中で、それは当事者の選択によりまして決定されるべきものであるということをごさいますて、必ずしも一つの枠組みによらなければならないということではなくて、一般の法令、商慣行にのっとったもので当事者の納得が得られるものであるということが何より重要であるということをごさいますので、今回のスルガ銀行におきましては、それぞれのお客様と誠実に協議を行って、納得を得て解決をしていただくということが重要であるというふうに考えております。

○日吉委員

それぞれのケースにおいてそれぞれの解決の仕方があるということだと思っておりますけれども、解決の仕方はたとえあったとしても、補填される、救済される内容が同レベルである必要はある、それはしっかりと監督して行っていただきたいなと思います。

それともう一つ、この問題で、今年の三月一日に「シェアハウス関連融資債権の一括譲渡および元本一部カットのお手続終了について」と題するプレスリリースを銀行がしております、本年の八月末までにこの問題への銀行としての対応を終了しようとしています。一方的な幕引きとの非難の声も上がっています。九月以降においても引き続き銀行としては必要な対応をしていかなければならないと考えますが、金融庁の見解を伺います。

○栗田政府参考人（金融庁監督局長）

お答え申し上げます。

スルガ銀行につきましては、二〇一八年十月に業務停止命令、業務改善命令を発出してございまして、これを受けまして、二〇一九年五月に、シェアハウス向け融資及びその他投資用不動産融資に関する元本一部カット基準をスルガ銀行が公表しております。

さらに、昨年三月二十五日、本年三月一日にそれぞれ、シェアハウス債務者の一部につきまして、東京地方裁判所の調停勧告に基づいて、シェアハウス債権を第三者に譲渡し、シェアハウス債務者が当該第三者に担保物件をもって代物弁済することで債権債務関係を解消するということを公表しております。

その上で、本年三月一日に今お話がありました、シェアハウス関連融資債権の一括譲渡及び元本一部カットの手続を本年八月に終了する旨を公表しているというふうに承知をしております。

この八月末の期限につきましては、元本カットについては、申込みをいただいた債務者に対する債務免除に係る結果通知を本年二月までに完了していること、シェアハウス関連融資債権の一括譲渡についても、昨年、本年の二度にわたって実行していること、さらに、こうした措置に関し本年八月までを対応期限とすることについても、丁寧に周知し、債務者に十分な検討期間を確保していただくこと

を前提にスルガ銀行において決定されたものと承知しておりますけれども、スルガ銀行におきましては、期限到来後も個々の債務者に対して丁寧に対応していくこととしているというふうに聞いております。

金融庁といたしましては、スルガ銀行が期限到来後の債務者からの返済相談等も含めて適切な対応を行っているか、引き続きしっかりとモニタリングをしてまいりたいと考えております。

○日吉委員

今御答弁いただきましたように、九月以降も引き続き個々の債務者に対して丁寧な対応を銀行が行っていくよう、そして全ての被害者が救済されるよう、金融庁としてもしっかりと指導監督を引き続きお願いいたします。ありがとうございました。

では、次の質問に参ります。先ほどもありましたが、納税の猶予制度の特例について伺います。

消費税や源泉所得税などは、負担している人ではなくて、それを預かっている事業者が納税の猶予の恩恵を受けているという状況になっておりますけれども、例えば、消費税であれば、その負担をするのは消費者であるから、猶予の恩恵を受けるのは本来消費者であるべきだ、源泉所得税であれば、その負担をしているのはその従業員であり、その従業員自体が納税の猶予を受けるべきだということが根本の考え方だと思うんですけれども、今回、それを預かっている事業者が、ある意味、預かったお金を流用するような形で便益を受けることができたというような制度になってしまっているということなんです。

本来、これは事業者に限った特例ではなくて、個人も事業者も広く納税の猶予をしましょうということでもありますので、本当は、消費税であれば、消費者に猶予すべきだったのではないですか。源泉所得税であれば、従業員の所得に対して猶予すべきであったのではないですか。この点について、どのようにお考えでしょうか。

○麻生国務大臣

日吉先生御指摘のように、これは預り金的な性格でありますので、したがって、そういう預り金的な要素を含みます消費税が事業者から適切に納税されるということが極めて重要だと思っております。

その上で、納税猶予の特例につきましては、これは新型コロナウイルスの感染拡大というものの令和3年防止のために措置するということによって起きました。多くの事業者の方々の収入が大幅にとか急激に減ったという状態を踏まえまして、私どもとしてはこの方法をやらせていただいたんですが、他方で、この特例の適用状況というのを見ても、消費税などの預り金的性格を有する税ですが、その約三分の二を占める状況にあることにも鑑み、源泉所得税がかかりますので、それプラス、消費税が全体で約六〇%ですから、約一兆弱ということになると思います。

この三分の二を実際問題納めていただいている、そういったことを考えますと、本特例は延長しないということにさせていただいております。同時に、足下で、延滞税というものを一%というもので、既存の猶予制度によって残りの部分については対応させていただくということにさせていただいております。

○日吉委員

延長はされませんでしたということなんですけれども。

今正確にちょっとお答えいただいていたと思うんですけれども、本来の猶予をするべきは消費者であつたり従業員であつたりではなかったのかという質問だったんですけれども、なかなか、消費

税において消費者がその猶予の恩恵を受けるとするのは大変だと思います。例えば、百円のものを買って、百十円消費税込みで払うんですけれども、百円だけ払って十円は納めないというようなことを実際に、実務で行えるかといったら、それはできない話だと思います。

ですから、本来であれば、消費税自身を一旦ゼロ%にするという対応も取れたのではないかな、そして、景気が回復したときには改めてそれを税率を上げて回収するとか、こういったことも考えられたのではないかなと思うんですけれども、消費税自体を猶予する、ゼロ%にするという対応はできなかったのでしょうか。

○麻生国務大臣

これは消費税と経済成長との関係ということになるかと思いますが、消費税というのは、社会保障給付という形でいわゆる家計に還元されていますから、そういった面で行きますと、負担だけ見ていろいろ議論するというのはちょっと適切ではないんじゃないかなと思っております。

また、消費税の引上げのみを別にして経済への影響を論ずるということも適切ではないんじゃないかなと考えるんですが、その上で申し上げさせていただければ、消費税につきましては、社会保障の財源として位置づけられておりますけれども、令和元年の消費税率の引上げで、全ての世代が安心できる全世代型社会保障制度というものに大きく転換をしていくためにはどうしたものが必要なものであるかということで、あのときは、消費税というものを引き上げざるを得ないということで、消費税を引き上げざるを得ないと思ってやらせていただきましたので、今の段階で消費税を引き下げるといふ考え方を持っているわけではありません。

引き続きまして、令和三年度の予算というものをきちんと着実に執行していくことによって、コロナによります影響というものに対して万全を期したいと思っておりますが、いずれにいたしましても、内需主導の経済成長というものを実現していった経済財政運営というものをきちんとやっていくということで、消費税等々いろいろな税というものがきちんとそれなりの効果を上げるように考えてまいります。

○日吉委員

消費税の支払いを猶予するのであれば、消費税自体を凍結してもよかったんじゃないかということだったんですけれども、ちょっとそこには正面からお答えいただけなかったような気もしますが、ちょっと後ほどもう一回質問させていただきますが、次に行かせていただきます。

お手元に資料を配付させていただいております。

前回は議論させていただきました日本の貸借対照表、二つの貸借対照表について、これを表にしてみました。左側が財務省さんが作成している国の財務書類、一般会計と特別会計を合算したものです。右側は、内閣府作成の国民経済計算の一般政府を表しているものです。

これは、左側を見ますと、五百九十一兆円の債務超過になっております。一方、国民経済計算の貸借対照表を見ますと、九十八・六兆円の資産超過になっております。令和元年度末の状況です。

この違いは何かといいますと、内閣府の国民経済計算には地方自治体の貸借対照表、数字も含まれていますが、こちら、財務省の方は地方は含まれていないという状況です。

この二つの貸借対照表から財政状態を判断する上で、日本の財政状態は、どちらがより適切に日本の財政状態を表していると大臣はお考えになられるか、御答弁いただけますでしょうか。

○麻生国務大臣

この資料ですけれども、国の財務書類と国民経済計算書というものですけれども、これは作成目的と

か作成の範囲とか算定の方法などが異なりますので、財務書類が債務超過、国民経済計算というものの、いわゆる一般政府部門というものですけれども、これが資産超過という形になっておるとい話ですよ。

国の財務書類、国民経済計算書におきましても、これは御存じのように、道路とかダムとか、まあ富士山を含めて、こういった流動性や市場性に乏しく、債務返済に活用できないという資産が共に多額に含まれているということでもありますので、両者の純債務とか純資産とか、それ単独でもって財政状態を把握するというのは困難なことは御理解をいただけたところだと思っております。

したがって、まずは、国が負っております債務の義務、返済義務ということになりましようか、これはグロスの債務超過で計算をしておるものなのでありまして、財政状況の評価というものはグロスでやらないとできぬと思っております。この点につきましては、これはIMFの報告書におきましても、財政政策にとってグロスの債務残高の評価が引き続き重要であるというように指摘もされておるところであります。

いずれにせよ、日本につきましては債務残高対GDP比というものが他の先進国等々に比べても極めて厳しい状況にあることを考えますと、引き続き、財政健全化というものに向けて、この左側の、赤の、こっち側の方で取り組んでいく必要があるだろうと考えております。

○日吉委員

その一方で、プライマリーバランスの黒字化を目指すのは、地方の数字も含めて考えているということだと思います。その一方で、フローの集積が、BS、ストックを表すのが貸借対照表です。そのバランスを考えると、こちらフローが、プライマリーバランスの黒字化で、フローの中で地方を含めるのであれば、ストックも、地方を含めた国民経済計算ベースの数字を一つの目安とするということが合理的ではないですか。

○麻生国務大臣

財政状況の議論というものに関しては、国と地方の、いわゆる民間でいえば貸借対照表というようなものを用いる際というのは、これは資産に道路やダム等々、先ほど申し上げた流動性に乏しい、市場性に乏しい、債務返済には活用できない非金融資産が多額に入っておりますので、そういった点は何に入れておかないと、ちょっと、全然話が合わなくなってくるので。

したがって、まずは、国、地方が負っておられます返済義務そのものでありますグロスの債務によって国の財政状況の評価を行うべきであり、国と地方と合わせました債務残高、対グロスのですよ、債務残高、グロスのもので、それを対GDP比の安定的な引下げというものを財政健全化の目標にさせていただいているんですが、国と地方の貸借対照表を合わせることにつきましては、約、今一千七百八十八かな、あります地方公共団体というものの全体において財務書類が整備されていることが前提となるんですが、さらに、国と地方、また地方と地方の間の取引に係る重複しておりますデータの相殺等々の課題がもう一個加わります。

したがって、財務書類の報告主体をどう考えるかについての整理がまず必要だろうということになると思いますが、したがって、慎重にこれは検討させていただかぬと、なかなか、今言われたような話で、理屈としては分かりますけれども、なかなか、現実問題としては今申し上げたような問題があると思っております。

○日吉委員

今、理屈としては分かりますとおっしゃっていただきましたけれども、やはりこちらの方が理屈とし

ては合理的なのではないかな、国民経済計算の方が合理的ではないのかなと思っています。この貸借対照表自体だけで財政状態を判断できるわけではないということも私も承知しております。ただ、一つの目安になるということは間違いないのかなと思っています。

その中で、これを一つの目安とするときに、財政、これに対して信認を得るというのであれば、こちらの債務超過をアピールするのではなくて、こちらをアピールした方が、より日本の財政状態は良好なんだということが分かるわけで、こちらをアピールしてもらった方がいいと思うんですけども、いかがですか。

○麻生国務大臣

形としてはそれはいいかもしれませんが、現実問題としては、日本の場合、国有財産、国有林というものは、多分世界で一番国有林の面積の広い国家、先進国というのは日本が断然一番だと思えますけれども、まだ売れませんからね。阿蘇山を売られると言われてもちょっと困っちゃうので。そういった意味では、ちょっと、現実問題としては左側の方の、赤い方でやっていただくというのが現実的でありますので、おっしゃっている意味は分からぬわけではありませんけれども、現実としてはなかなか、売れないものというものに関しましては、これが資産として出てくる、いっぱいではないか、資産があるならもっと金を借りろ、資産に見合うだけの、我々は債務超過じゃないじゃないか、会社用語で言えば債務超過になっておらぬという御説も成り立つかとは思いますが、現実問題ではなかなか違うのではないかと考えております。

○日吉委員

普通の企業でも、工場を売ってしまったら会社がもうそれで終わってしまうということもあるわけで、事実上売れないということは確かだと思いますので、国も売れないものはあるというのは、それはそれで承知はしています。それを含めて、全体としてどうなのかなというふうな判断をするのが貸借対照表なのかなと思います。

なぜこれをお話をさせていただきましたかという、財政の健全化や財政支出を行うに際しては、今の財政がどのような状態であるのかを正しく見極めておくこと、これが非常に大切なことだと思います。その上で、日本全体としてはまだ余力があるのであれば、その余力があるうちに、赤字体質の財政を黒字体質にするような抜本的な改革を行っていくべきだと考えます。

赤字体質の一番の原因、この一つは、少子高齢化があります。社会保障関係費が増大することで負担が増加しているということですが、若者が増え、人口が増えていくようにしていくことが今必要なのではないか。そのためには、最初にお金がかかっても、必要な投資を行い、安心して子育てができる環境をつくる。それは金銭的にも、そして様々なサポートという面でも必要です。

また、将来、年を取って生活に困らないという安心な仕組みも必要でしょう。その仕組みづくりのために、まず、すぐにでも思い切った投資をする。毎年のプライマリーバランスの黒字化の範囲内での支出では、思い切った投資はできません。

一旦は投資をして、その後に財政規律を守っていくということは必要ですが、まずは、このような抜本的な黒字体質をつくるための投資をするお考えはありませんか。

○麻生国務大臣

これも、おっしゃるように、昭和二十一年生まれぐらいから約五年間、その前の年の五年間に比べて人口が二一%、二二、三%、二十六年から三十年に比べても二三%ぐらい増えた、いわゆる団塊の世代というときには、二百二十万人ぐらい、一年間、子供が出産しておられる。

今、それが八十六万ということになっておりますので、三分の一近く減、こちらの方が問題なんですね、私に言わせると。

高齢化が増えたとかいう、寿命が延びたとか健康になった、いいことなんだと思いますけれども、それを負担する、その方たちの社会福祉等々の負担をする世代が三分の一近く減少しておりますので。簡単に言えば、社会福祉の、払う側にしてみれば、三倍の社会福祉関係の税金を払ってもらわないと計算が合わないということになりますし、勤労者と高齢者の比率も、一対何とかという、昔と比べると比率がそういうことになっておるそうなので、私どもとしては、そういったものを考えると、構造問題というのは非常に大きな問題があるということだと思っております。

したがって、少子化対策として、教育費が高いということで、幼児教育の無償化とか保育の無償化とか、幼児教育をどうたらすとか待機児童の解消とか、いろいろなことをやらせていただいておりますが、昨年末にも、いろいろな形で、デジタル化するとかいろいろなことをやっていかないととても対応できないということで、経済構造の転換とか新しいイノベーションとか、言われる言葉は片仮名がいっぱい使っておりますけれども、ポストコロナに向けまして、経済構造の改革というようなもの、転換等々、いろいろなものの施策に取り組んでいるんだと思っておりますので、こういう状況の中で、何か一つ解決策があるかということ、そんな一つで解決ができるほど簡単な話じゃありませんから。

高齢化の伸びに対する受益と負担のバランスというものの問題を解消していくために、昨年、毎年の薬価の改定をやらせていただいて、いろいろ評判の悪かったところでもありますし、また、後期高齢者でしかるべき所得のある方は、済みませんけれども二割負担をというようなお願いをさせていただいたり、いろいろなことをさせていただいておりますので、今後とも、歳出歳入両方にわたります改革というものに手をつけていきませんと、この国のいわゆる国民皆保険等々、いろいろな誇るべき制度が、維持しかねるということになりつつあるんだと思っております。

○日吉委員

ありがとうございました。いろいろお考えをお聞かせいただきました。

私の考えを少し述べさせていただこうと思っておりますけれども、所得の格差が景気の悪化を生む大きな原因の一つだと考えます。中低所得者の所得が引き上げられれば、消費は増え、景気がよくなります。高所得者の所得が幾ら増えても、消費の増加はそれほど期待できません。多くの人の所得が十分にあって、国全体の景気が回復すると考えます。

そのためには、所得格差をまず是正するための抜本的な改革が一つ必要でしょう。例えば、最低賃金を引き上げていく。一気にできませんが、経過措置として、不足分は国が企業に対して補填することも考えられます。

さらには、今回、コロナにおいて明らかになりましたが、なぜ日本でワクチンが開発できないのでしょうか。それは、医療や科学技術に対する投資が決定的に不足しているからです。日本人のノーベル賞受賞者が出ていますが、それはバブル期の投資の成果であり、今後は難しいと言われております。もはや日本は先進国ではないとさえ言われてもいます。このような分野についてもお金をかけていかなければならないでしょう。

また、コロナを克服しても、新たな感染症のリスクがあります。今後、ますますいろいろな感染症が増えていくでしょう。感染症を専門とする医師が明らかに不足しております。コロナによって、その医師のなり手も減っているそうです。医師の養成が必要になります。

また、有事に際して対応できるような医療体制を全国で構築していかなければなりません。採算性が求められ、一〇〇%操業では、いざというとき、すぐに医療機関が逼迫してしまいます。ある程度の余力を持った病院の稼働率にしていかなければなりません。そのためには、今の病院のビジネスモデルを大転換していかなければならないと考えます。そのためにもお金がかかります。エネルギー問題についても、原発から再生可能エネルギーにシフトしていくには、たくさんのお金がかかるでしょう。原発の廃炉についても、いずれ国が責任を持って解決していかなければならないときも来るのではないかと考えます。原発従事者がやりがいのある新しい仕事にシフトできること、再生可能エネルギーが技術的に安定的に供給できるようになることを国が主導して行っていくためには、ここにもたくさんのお金がかかります。

そのほかにも、教育、防災など、投資すべきところはたくさんあります。今投資すれば、将来の支出が減少する、将来収入となって返ってくる、将来黒字体質になる。そのための抜本的な改革に今投資すべきだと考えます。私なら、そのように取り組んでいこうと思います。

そのことを申し上げて、時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。